

# 退職後の健康保険制度について

～退職日の翌日にスズケン健康保険組合の資格は喪失します～

退職日の翌日から転職先の保険制度に加入する場合以外、下記の選択肢の①～③のいずれかの保険制度へ加入することになります。各制度の保険料、制度内容を比較検討のうえ、加入する保険制度を選択してください。

＜任意継続制度とは＞

新しい医療保険制度へ加入するまでの間、一時的に加入することを趣旨とする特例制度です。その趣旨から法的に厳格な運用が定められており、加入には注意事項が多くあります。慎重に選択するようお願いいたします。

	①スズケン健保の任意継続	②国民健康保険	③家族の被扶養者になる
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職前に継続して2ヶ月以上被保険者であった方</li> <li>退職日の翌日から20日以内に当組合に申請した方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職後14日以内にお住まいの市区町村役場にて手続きが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定基準を満たす必要があるため、ご家族が加入している健康保険組合にお問い合わせください。</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>保険料は、事業所人事担当者にお問い合わせください。</b></li> <li>※保険料は退職時の報酬によって決まります。</li> <li>※在職時は保険料の半分以上を会社が負担していましたが、任意継続後は全額自己負担になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>保険料はお住まいの市町村によって異なります。役場にてご確認ください。</b></li> <li>※保険料は主に前年(1月～12月)の所得と家族の人数で決まります。</li> <li>※市区町村によっては、固定資産税額に応じた保険料加算や、独自の保険料減免措置がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の負担なし</li> </ul>
	<p>＜保険料支払方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健保の銀行口座(三菱UFJ銀行)への振込のみ(振込手数料は自己負担)</li> </ul>	<p>＜保険料支払方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振込の他に、口座振替やコンビニ支払などから選択できる(振込手数料がかからない支払方法も選択できる)</li> </ul>	
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>在職時と同様に受診可能</li> <li>各自で当組合のHPを確認し、手続きをする。</li> <li>人間ドックを契約健診機関で受診する場合、健保から被保険者宛に一部負担金の請求書が届いたら、健保の口座へ振込する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村によって健診メニューが異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族が加入している健康保険による。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>加入期間は最長2年(保険料未納の場合は、強制的に脱退となる)</b></li> <li><b>保険料は原則2年間同じ</b></li> <li><b>※退職後、収入が減少しても、保険料は原則2年間変更なし。</b></li> <li>以下の場合は任意継続の脱退となります。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①就職(新しい職場の健保に加入)</li> <li>②やめることを申し出る</li> <li>③後期高齢者医療制度に加入</li> <li>④死亡</li> <li>⑤保険料未納</li> </ol> </li> <li>* 任意継続から国民健康保険に切り替える場合、当組合へお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>所得(前年1～12月)によって保険料も増減するので、退職した年は任意継続より国民健康保険の保険料が高い場合でも、退職の翌年は国民健康保険料の方が安くなる場合が多くなります。</b></li> </ul>	



任意継続を選択する場合

次ページの申請書を当組合へ提出してください。

**提出期限: 退職日の翌日から20日(暦日)以内**

# 健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

令和6年7月改訂

提出期限:退職日の翌日から20日(暦日)以内 健康保険組合必着

任意継続制度は、法的に厳格な運用が定められており、会社も存在しなくなるため、加入者ご自身が制度を理解し、自ら適切な対応をしていただくことが必要となります。 主な留意点に同意していただいた上で申請してください。

健康保険組合使用欄		
常務理事	事務長	係

## 任意継続の申請に伴う同意書

スズケン健康保険組合 理事長殿

私は下記全項目について確認、同意し、任意継続を申請します。

被保険者氏名  (印)

※被保険者および被扶養者の住民票住所がわかるもの(マイナンバーカード写しまたは住民票)を添付してください。

確認・同意した項目の□にチェックを入れてください

- 他制度との比較**  
別紙「退職後の健康保険」等により、「国民健康保険」、「家族の扶養に入る」等の選択肢があることを理解の上、加入要件、保険料、制度内容を確認、比較検討したうえで「任意継続」を選択して下さい。
- 保険料の納付手段**  
銀行振込(電信扱い 振込手数料本人負担)のみ。振込先健保口座は三菱UFJ銀行/大津町支店。納付書による金融機関窓口からの振込が原則ですが、ATM・ネットバンキングも可能です。
- 保険料の納付方法と期限**  
毎月払いは毎月1~10日の間(10日が休日の場合翌営業日)、半年または1年分の前納、及び初回納付は、都度当組合が案内した期限。期限以降の納付は法により受け入れできません。
- 保険料を期限までに納付しなかったとき**  
法により納付期限翌日から被保険者資格を喪失します。直ちに保険証も返却して下さい。法及び厚生労働省の指導により猶予を行うことはできません。
- 任意継続をやめるとき、または、やめたいとき**  
就職した(新しい職場の健康保険等へ加入した)とき、やめることを申し出たい(国保へ加入したい、家族の扶養に入りたい等)ときは、直ちに当組合へ電話にて連絡して下さい。
- 健康診断の申込・保健指導**  
健康診断の受診・補助は、当組合のホームページを確認・了解の上、所定期限内に書類を提出して下さい。また、扶養家族を含め、健保組合が実施する保健指導等には積極的に取り組んで下さい。

在職時の被保険者証	記号	番号	フリガナ		被保険者氏名		(印)					
	生年月日	昭和 平成	年	月	日	資格喪失日 (退職日の翌日)	令和	年	月	日	被扶養者 (どちらかを○で囲む)	あり 被扶養者異動届を 同時に提出
住民票住所 (都道府県から記入)	〒 ※住民票やマイナンバーカードの表記通りに正確に記入してください。 (例)「四丁目7番地」を「4丁目7番地」や「4-7」としない、「●●大字△△」を「●●△△」としない。											
居所住所 (都道府県から記入)	別の場合 〒 住民票住所と同じ <input type="checkbox"/>											
電話番号	自宅 :						携帯 :					
保険料納付方法	ア. 毎月払い イ. 半年分前納(～9月・～3月) ウ. 1年分前納(～3月) ※保険料支払方法は振込のみとなります											
健保からの給付金 受取口座 (被保険者名義に限る)	銀行 信金 その他( )						本店 支店 出張所		普通			
	口座番号 (7ケタ)						※高額療養費などの給付金支払対象となった場合、この口座へ健保から振込させていただきます。					

受付印

健康保険組合使用欄		
記号・番号	喪失時月額	初回納付期限
200-	千円	/ ( )